

お 知 ら せ

8.8.10
保 健 福 祉 課
(内線 2381)

令和8年度第2回愛媛県公立大学法人評価委員会の開催について

標記委員会を次のとおり開催しますのでお知らせします。

- 1 日時
令和8年8月18日（火）18：00～19：30
- 2 場所
愛媛県庁第二別館 10 階 1003 会議室
- 3 議題
○令和7年度業務実績評価書（案）について
○中期目標期間終了時見込業務実績評価書（案）について
- 4 傍聴について
 - (1) 傍聴の定員 5人
 - (2) 傍聴の申込み方法等
 - ア 傍聴を希望される方は、8月14日（金）12時までに、
 - ① 傍聴を希望する審議会の名称（令和8年度第2回愛媛県公立大学法人評価委員会）
 - ② 氏名、住所及び連絡先（電話又はファックス番号等）を
電話又はファックス（様式任意）で、愛媛県保健福祉課調整管理係まで送付してください。
 - イ 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ウ 傍聴することができる方には、8月14日（金）17時までに、電話又はファックス等でその旨を連絡します。
 - (3) 問合せ・傍聴申込み先
愛媛県保健福祉部社会福祉医療局 保健福祉課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL：089-912-2381 FAX：089-921-8004

令和 8 年度第 2 回愛媛県公立大学法人評価委員会 傍 聴 要 領

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、8 月 18 日（火曜日）17 時 50 分までに、会場（愛媛県庁第二別館 10 階 1003 会議室）前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

（受付開始は、8 月 18 日（火曜日）17 時 40 分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしてしめないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、2 の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。